

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年10月5日（金）10:25～10:46
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授
座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーションファウンダー

<関係省庁>

鳥井 陽一 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
吉屋 拓之 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課企画官

<事務局>

田村 計 内閣府地方創生推進事務局長
森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 養父市における遠隔服薬指導の実施地域について
 - 3 閉会
-

○蓮井参事官 お待たせいたしました。それではこれより、厚生労働省にお越しいただきまして、「養父市における遠隔服薬指導の実施地域について」ということでございますが、厚生労働省から紙をいただいております。このペーパーについては、資料の取扱いは公表でよろしゅうございましょうか。

○鳥井課長 はい。

○蓮井参事官 ありがとうございます。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 早朝からお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたしたいと思います。

○鳥井課長 私は、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長の鳥井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですが、養父市のケースで論点になっておりました、薬剤師による対面服薬指導義務の特例の件で、特に国家戦略特別区域法の施行規則の省令の解釈等においてこれまで議論いただいたと思います。

これまでの御議論を踏まえまして、厚生労働省の方で検討させていただきました結果、その紙にありますように、「特区法施行規則で定める『利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と（中略）利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合』の考え方について、以下の場合も、本事業の対象事例に追加することとしたい」ということでございます。

以下の事例と申しますのは、「遠隔服薬指導を求める患者がかかりつけ薬局を有し、当該薬局が最寄り薬局でないケースでは、『利用者の居住する場所からかかりつけ薬局までの距離』が相当程度長い場合」、例示としては徒歩30分以上ということでございますが、議論になっておりましたのはこの件かと思いますが、この件につきましても本事業の対象ということで、特区法省令規則を運用させていただくということでやらせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、今のこのただし書きの追加の取扱いですけれども、これがこの事例の追加の文章に載るということなのでしょうか。これは運用のことまでございますか。

○鳥井課長 運用でございます。この薬局というものは裸で薬局と書いてありますものですから、そこの解釈として、かかりつけ薬局があれば、かかりつけ薬局との距離、ないし行くことが難しいという困難性を判断することが、今の私どもの施策の状況を踏まえると、そういうふうな解釈と取るべきだろうということでこうしたいということでございます。

○八田座長 それでは、委員の方から御質問をお願いいたします。

○原座長代理 確認なのですけれども、まず、養父市の案件についてずっと議論してまいりましたが、これは養父市の案件とは全然関係のない話だと私は理解しています。養父市の案件は公共交通機関の利用が困難なところなので、距離が相当程度長いかどうかということは元々議論する必要がなくて、関係のない議論について、今お話しeidaitoと。養父市の案件については、明らかに省令、特区法の施行規則で合致している、運用できるはずの話だったと理解しております。

前回のワーキンググループヒアリングで厚生労働省にはお伝えいたしましたけれども、養父市の案件については、私は進めます。養父市もそういう御意向ですということでございました。

その上で申し上げると、この薬局と利用者の居住する場所との間の距離が相当長い場合に関して、かかりつけ薬局までの距離が相当程度長い場合が含まれる。これは当然そうだと思いますので、もちろんそう運用いただいたらいいのではないかと思いました。

○八田座長 それに対してどうでしょうか。公共交通のことです。

○鳥井課長 省令の読み方ということで申し上げますと、「薬剤師の数及び薬局の数が少なく」で一つ切れていまして、薬局との距離が相当長い場合、または通常の公共交通機関の利用が困難な場合、これは「又は」でつながっているという理解でございますが、いずれにいたしましても、こここの薬局はかかりつけ薬局ではない場合をここに当てはめるということは、かかりつけ薬局の場合はかかりつけ薬局ということで解釈をして進めるという解釈を取りたいということでございます。

養父市のケースにつきましても、かかりつけ薬局との間との関係で、この省令を運用すればいいのではなかろうかと考えています。

○原座長代理 申し上げたのは、今お話しいただいたように、距離が相当程度長い場合か公共交通機関でできない場合かどちらかですよね。

○鳥井課長 そういうことです。

○原座長代理 養父市の案件に関しては最初からこの距離の議論はする必要がないので、これだけ何か月も止まってしまったことが私は全く理解できないということをコメントとして申し上げます。

○鳥井課長 分かりました。通常の交通機関が利用困難な場合は、それはそれで必要があればまた相談させていただきたいと思います。

○原座長代理 それで、今日お話しいただいた、このかかりつけ薬局からの相当程度長い場合が、距離が相当程度長い場合と施行規則に書いてある条文に当たるということは全く当たり前のことだと思いますが、念のため確認をさせていただきたいのは、これに限定されるものではないですということだと思っています。徒歩30分以上が今後要件になって、もっと近い距離でやりたいというケースが別の特区で出てきた場合に、これが排除されるという要件にはならないということだけ確認をしたい。

○鳥井課長 徒歩30分以上は例示でございます。

○原座長代理 これは特定のこのケースに限るという拘束性を持つ文章では全くないということでおろしいですね。

○鳥井課長 はい。それは違います。

○八田座長 確認ですけれども、公共交通機関が不便であるという場合は関係ないと。仮に公共交通機関がちゃんとあっても、徒歩で30分以上にかかりつけ薬局があればオーケーだとおっしゃるわけですね。

○鳥井課長 そうでございます。

○八田座長 ですから、その意味では、これを付け加えるということに意味があるわけですね。公共交通機関だって頻度があまりないかもしれないしということですね。

それから、このことは特区において当てはまるのですか。それとも、全国において。

○原座長代理 いえ、これは特区の話です。

○八田座長 でも、この最後のかかりつけもそうですか。これは全部、元々。

○鳥井課長 施行規則の考え方として、こういう考え方を取りたいと。

○八田座長 元々の交通機関とかは特区限定の話だからということですね。分かりました。

そうすると、特区の場合には、先程運用でなさるとおっしゃったけれども、ここでのただし書きを何らかの形で分かりやすく文章にする必要はあるのではないか。これは運用でいいのですか。ここでこういうふうに運用しますということで決まればそれでおしまいなのですか。

○原座長代理 私の理解は、これは特区の制度であって、区域ごとに色々な事情やニーズがありますから、区域会議でこの施行規則に書いてある文言に基づいて合致しているかどうかを判断するということはまず基本だろうと思います。

それを積み重ねていく中で、何か一定のルール化をした方がいいということが出てくるかもしれませんけれども、今の段階で、むしろかかりつけ薬局でないといけないとか、30分以上という例示をわざわざ示すことは、逆に他の特区での、それと異なる運用を阻害しかねない。

○八田座長 分かりました。

そうすると、理解としては、実際の区域会議でこれに基づいてやるわけだけれども、今ここで御説明になったことが、少なくとも区域会議でオーケーすることの根拠になるわけで、要するに、紙に書いて全特区でもってこれが当てはまりますというようなことではなくて、これはあくまで養父市のところに関しては、このかかりつけ薬局とのコンセプトをちゃんと使いますよということなのですか。

○原座長代理 私の理解は、これは養父市は関係ないのです。

○八田座長 分かりました。

養父市の場合に關係なく、今回これが特区には追加されたということですね。

○原座長代理 たまたま関連して、本当は本筋の議論ではないのだけれども、この議論をして、こういう結論を出していただいて、これは大変当たり前のことだと思います。

○秋山委員 念のためになるのですけれども、一言。今日いただいた紙の二つ目のパラグラフなのですが、ここではこれはあくまでも運用であって、文言としての何らかの根拠にはならないということは口頭ではおっしゃってはいただいているのですけれども、これまでの経験から行くと、紙で残ったものはものすごく影響が大きいので、多分今回の議論で厚生労働省の方で議論いただいて、非常に大きな意味があるなというのは、薬局というものは患者が選んだかかりつけ薬局を念頭に置いて考えればいいという考え方がはっきりしたということが今回の議論の大きな成果だと思うのです。

そうしますと、この紙で二つ目のパラグラフに距離の問題とか徒歩30分という言葉が入っていることは、今後の誤解を生む余地が非常に大きいので、ここの部分については明確な形で修正、訂正を是非お願いしたいと思います。

○鳥井課長 そうしましたら、例えば、徒歩30分以上を削った方がよろしければ、そういういたします。そこまで紙に残す必要がないということであれば。

○秋山委員 そうですね。このかかりつけ薬局を有し、当該薬局が最寄り薬局でないケースでも。

○原座長代理 「最寄り薬局でないケースでは」を削ってしまえばいいですね。

○鳥井課長 そこは是非残させていただきたいのです。そう言いますのは、薬局はすべてかかりつけ薬局だという世界であればこれはなくていいのですけれども、現実にはかかりつけ薬局は少しずつ色々な診療報酬とかをして誘導することによって、ちゃんとした継続的な管理ができる薬剤師を広げていこうということですから、そういったことがあれば、要するに、ここに決めて継続的に行くという、薬局からの距離で判断をするという解釈が取れるのではないかということなのです。そういう意味で、この文章はそこはちょっと是非残させていただきたい。

私はここがかかりつけ薬局だからといって、今日はここがかかりつけ薬局、明日はここがかかりつけ薬局というわけにはいかないという趣旨でございます。

○原座長代理 それは私たちの理解とは違って、私たちは患者、消費者が選ぶべきものだと思います。

○鳥井課長 もちろんそれは前提です。

○秋山委員 あと、是非明確にしたいなと思っているのは、患者が選ぶのだという点と、もう一つは、これはどうしても、分かりやすいので距離問題がいつもクローズアップされるのですけれども、実際に養父市のケースで、個別具体的に何が本当に現場で困っていらっしゃるのかというお話を伺ったりすると、御高齢で本当に体の自由もきかないし、それを24時間サポートしてくださる方が常にいる状況でない中で、薬を取りに行くことが非常に難しいと。そこにまた30分とかという距離という世界が現実にマッチしない時代に今、日本が入ってきてしまっているので。

○鳥井課長 それは全体が、議論が分かれるのはそういうことも十分踏まえて議論する必要があると思っています。

あと、これは余計なことかもしれませんけれども、通常の交通機関の利用が困難な場合といった具体的な判断に当たっては、一人では乗れないとかということも判断の要素には入る。一般論としてですけれども、そういうことではないかと思っています。

○原座長代理 そんな話は書類に書いていない。

○鳥井課長 書いていないので、これは一般的な話としてそういうこともありますのでないかと思います。その方が行きにくいというかアクセスが難しい中で、このそもそもの距離制限が妥当かどうかというような議論については、私どもも念頭に置いてそれを議論していくなければいけない。

○秋山委員 そうおっしゃっていたら大変ありがたいのですけれども、そうであれば、なぜ今回のこの養父市のケースが距離問題でこんなに議論になったのかというところに私たちとしては懸念があるので、そこは明確にした方がいいかと思います。

○鳥井課長 承知しました。

申し訳ございません。施行規則の解釈論の中でどうできるかということで、できるだけ妥当な解決はないかということで検討した結果でございます。

○原座長代理 私の理解は、かかりつけ薬局からの距離が相当程度長い場合は当たり前だけれども、この省令に当たるということを今回は御確認いただいたということだと思いますので、秋山委員がおっしゃるように、修正をいただいた上でもう一回出していただくとすれば、この括弧書きの徒歩30分以上とする、この「最寄り薬局でないケースでは」を落とせない理由は、今、私は理解できなかったです。かかりつけ薬局から距離が相当程度長い場合は当然入るでしょうということだけ、今回は御確認いただいたのだと思います。

○八田座長 これは論理的に必要ないです。

○秋山委員 その方が分かりやすいと思うのです。

○鳥井課長 分かりました。では、「有するケースでは」とかということでも。

○八田座長 そのとおりです。

○原座長代理 先程の説明があったので、念のためもう一回確認ですけれども、ここで書いてあるのはあくまでもこういうケースでは認めるということを言っているだけであって、これ以外のことを認めないとということではありません。

かかりつけがころころと変わるというようなお話もございましたけれども、例えば、従来のかかりつけ薬局が別にあったのだけれども、遠隔診療を受けることに伴って、別の薬局を使おうと思っていますというようなケースも様々出てくるかと思います。その薬局を使ってみたけれども、やっぱり変えるとか、色々と変化するような場合も出てくると思いますが、私たちの理解はあくまでも患者のニーズに沿った形で運用できるといいと思っています。

○鳥井課長 それはかかりつけ薬局の考え方なのですけれども、ここが嫌だからかかりつけ薬局を変えることを排除しようなんてことはできないと思っておりますので、そこはそういうことだと思います。

○八田座長 こう考えてよろしいですか。

少なくとも私どもは、公共交通機関が不便なところだからここは当然認められるべきだと主張をして、いざとなったら訴えてちょうだいということだったので、訴えますよということだった。それはそのままの立場なのですが、今回厚生労働省がお示しになったのは、もう一つの距離が相当長い場合については、元々居住する場所との間の距離が相当長い場合という条件が既に施行規則の中にあったと。それの解釈を従来の最寄り薬局ということだけに固執するのではなくて、患者がかかりつけ薬局を有している場合には、その距離ということが、上の施行規則である、相当程度長い場合という、我々としてはあまりいい条件ではないと思うけれども、入っているものの解釈としてこういうふうなことが可能だということだと考えてよろしいですか。

○鳥井課長 そういうことです。

○村上審議官 確認でございますが、そうしますと、今回の議論を踏まえて、今聞いてい

る限りで、養父市の事業は何の特段もなく開始できるということでいいかということを今ここで確認をしておきたいのと、逆に言えば、今の議論を踏まえた上で、この紙の修正の確認はさせていただければと思いますが、それがある限りにおいては、本件、養父市の執行の件について諮問会議にお越しいただく必要はないという理解でよろしゅうございますでしょうか。

○鳥井課長 養父市の案件がこれで大丈夫かどうかということについては、まさにどういうケースかということが一個一個我々で判断できるわけではありませんし、そこは第一義的には兵庫県が見て、これは違反かどうか、ここでいいかどうかということなのですけれども、私どもの考え方としてはこういう考え方で運用いたしますということなので、一般論で申し上げますと、支障があるとは考えておりません。

○村上審議官 始めてよいということですか。

○鳥井課長 はい。もちろんです。

○原座長代理 念のためなのですけれども、始めてよいと厚生労働省におっしゃっていたら必要はないと思いますので。

○村上審議官 失礼いたしました。

○原座長代理 私たちは、これを国家戦略特区でルールに基づいて事業を運営していきます。特区法の施行規則で、これは明らかに合致している事業を養父市で運用しようとずっとしておりましたので、私たちの側ももっと早く進めたら良かったと思っておりますので、私たち側の反省事項も含めてですけれども、是非こういった運用は国家戦略特区で改めないといけないと思っております。

法律、政令、施行規則に書いてあることを超えて、何か厚生労働省が別途の要件を課して、特区の事業を止めるといったことは今後絶対にあってはならないと思いますので、是非今後はそういった方針で、特区運営に引き続き御協力いただけましたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○鳥井課長 先程の修正につきましては、修正させていただきまして、また提出させていただきたいと思います。

○八田座長 それでは、よろしいですか。

どうもありがとうございました。